

令和4年度第1回 さいたま市文化財保存活用地域計画策定協議会 議事録

1 日 時 令和4年7月26日(火) 14時00分から15時30分まで

2 場 所 ときわ会館 小ホール

3 出席者名

【委員】

所 属 等	分 野	氏 名
浦和郷土文化会会長	郷土史	青木 義脩
公益社団法人さいたま観光国際協会事務局長	観光	金子 政浩
市民公募	公募委員	木本 和男
芝浦工業大学教授	まちづくり	作山 康
市民公募	公募委員	花井 紀子
大東文化大学教授	歴史	宮瀧 交二
さいたま商工会議所理事	商工	吉沢 浩之
芝浦工業大学名誉教授	建造物	渡辺 洋子

【事務局】

所 属 名	職 名	氏 名
生涯学習部	部長	山浦 麻紀
文化財保護課	課長	柴田 崇
文化財保護課	課長補佐	高橋 淳子
文化財保護課 文化財保護係	係長	磨田 顕寛
文化財保護課 文化財保護係	主任	菊地 慶徳
文化財保護課 文化財保護係	主事	松浦 成美

4 欠席者名

【委員】

宗教法人慈恩寺代表役員	文化財所有者	大嶋 法道
宗教法人氷川神社権宮司	文化財所有者	東角井 真臣

【オブザーバー】

埼玉県教育局市町村支援部文化資源課	主幹	内田 幸彦
-------------------	----	-------

5 議 題

報告事項について

【資料 1】

- (1) 第 3 回策定協議会
- (2) 第 3 回庁内作業部会
- (3) 文化財保護審議会

協議事項について

【資料 2】【別紙資料】

- (1) さいたま市の歴史文化の特徴について
- (2) 文化財保存活用区域及び関連文化財の設定について
- (3) 文化財保存活用の考え方について
- (4) 関連文化財群の考え方
- (5) 今後の予定について

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴人の数 0 人

8 協議内容 下記のとおり

記

報告事項について

【資料 1】

- ・事務局より【資料 1】について説明

協議事項について

【資料 2】

- ・事務局より【資料 2】（1）さいたま市の歴史文化の特徴について説明
- ・事務局に対し以下のような意見等があった

（宮瀧委員）

先ほどの資料 1 について、前回の会議でも未指定の文化財という言い方について疑問を感じた。未指定というとこれから指定されるさいたま市の文化財と同列になると誤解される。この言い回しはどうかと思う。

今日配られていないが、文化庁の今回の事業の骨子を拝見し、また調査官の講演もあったけれども、今回の保存活用地域計画の重要なところは、旧来の指定文化財において、市民の皆様と日常生活の中にあるものの中から残したいものを残していく。そこが一番重要な視点だと思う。資料 1 の終わりに、文化財保護審議会の発言が記載されているが、これを拝見すると文化財保護審議会の皆様に伝わっていない。

例えば意見の一番上。二重の網を被せるやり方でいいのか。これは全然、この発言された委員が理解されていない。旧来の指定文化財の範囲に被らないような、先ほど言ったが、例えば食文化とか、言語方言、或いは前回議論が出たけれどサッカーのような新しい地域文化、そういうのを含めて、旧来の文化財の枠を超えてやっていこうというのがこの文化財保存活用地域計画策定の目玉なので、その辺を理解されていたらこういう発言は出ない。

公開と保存はまさに相反するというのは、まさにのとおりだし、文化財は消耗品、この発言も全くそのとおり。審議会の意見がどう反映されるか不明。ご心配でしょう。

この意見を述べた時点で、委員の皆様が文化財保存活用地域計画の趣旨を全然理解されていないってことが図らずもわかる。審議会が取り扱っている範囲を超えてプラスアルファで今回、先ほど申しましたようなものを広げていくという趣旨がおわかりいただければこういう発言は出ない。

文化財保審議会の皆様にもう一回よく説明して、皆様やっている活動を変えるものではないと伝えてほしい。そこからこぼれているもの、現在進行中の今作っている衣食住の文化、代表的なものでいうと食文化。うなぎのまち浦和とか。かつて途絶えた農業生産物を再興させることとか。そういう文化財保護審議会で行っていないことをさらに付け加えてやっていこうという趣旨が理解されているとは思えない。

(渡辺委員)

その件について、今（策定協議会と審議会を）兼任しているのは私だ。

審議会でも何回か説明していると思う。活用計画の活用というのが、博物館に収蔵されている工芸品のような資料を出して使うという活用ととられているのではないかと。それでそういう発言が出たのでは。その場で、そうではなくて指定ではないが、資源になるようなもの、お宝探しをするのだということを私なりにご説明した。なかなか、どれくらい理解してもらえたか。

委員の中には、「博物館に入っているものだったり、県指定、市指定になっているものはたくさん守る人がいるから大丈夫なんだ。したがって、そうでないもので、みんなが大切に思うものをこれから探しましょうということだろう」と発言された方がいる。理解してくださった方もいる。どれくらい誤解が解けたかわからないが、丁寧に説明をしていく必要がある。

また提言という形だったのですが、随分、調査されていないもので、止まってしまっているものがある。仏像、書籍などいろんなジャンルで、途中までやったけれど、合併する前の市町村、濃淡がすごくあって、あの市はやったが、ここはやらなかったとか。それらを、何が調査されて何が調査されていないのかというのを明確にしてリストにするというのは、必要なのではないかと。

事務局、それで間違いないか。

(事務局)

はい。それを作業している。

(渡辺委員)

やはりきちんと、網を被せて、文化財の構想ですね、未指定という言葉は難しいとおっしゃったが、仮に歴史文化資源、これのリストをきちんとするっていうのは、大前提の仕事だということは申し上げた。今作業をしていただいている。

(宮瀧委員)

その中で、時間をかけて、旧来の文化財と、今回はさらに広げていくんだというところを理解いただけるようにさらに力添えをいただきたい。

前回の資料にもあったが、「未指定の文化財」という言葉が誤解を生む。旧来の文化財と同じように指定していくものだと思われる。

景観、食文化、言語、都市文化。江戸時代から続かない祭とか伝統芸能は昭和に入ってから発生している。これらはその地域には重要な文化。そうしたものをこぼさずに、リストアップしていくんだっていうところをもう少しアピールしてほしい。資料の表についても言い方を変えたほうが良い。文化財審議委員の方から特に誤解を持たれる。

(作山会長)

他にご意見あるか。

(花井委員)

今回のこの話とずれるかもしれないが、祭りが再開されてきているということで、ちょっと今西区の天王祭について調べているのだけれどもその際に、再開しますかというコンタクトをとるのに非常に苦労した。西区のコミュニティ課の方に問い合わせさせていただいて、情報を仕入れるところだったが、正直自治体の方と担当者の方とコミュニケーションですね、結構足りないところをご足労いただいて、確認はしていただけたのだけれども、窓口がどこにあるのかっていうのもすごくわかりづらい。

こういうお祭りが再開するかしないかっていう時に、コミュニティの中の人たちにはわかることなのでしょうけど、対外的なところで、お祭りをやるのかなというところは、いわゆる未指定レベルのところはすごく情報が見えづらかったので、何かそういった窓口ですかね、どうなっているのかなっていうところも気になる場所があった。個人的なことですみません。

(木本委員)

これまでの話と関連するのだが、未指定文化財について、やはり名称が気になるところが

あるので、例えば「埋もれている地域資源」のような言い方がよいと思う。

それを新たに発掘して、市民の方々に活用していくんだ、盛り上げていくんだという発想の方が文化財を保護する方々にとっても納得性があるのかなと思う。そういう形で、言葉を少しブラッシュアップして、やられた方がいいのかなと思う。

本題の歴史文化の特徴だが、最終的にはこの委員会としては、点を線で結んでいくようなストーリー性が必要と思っている。そこを重視した形とすると（資料2(1)イにおいて）歴史という流れと、街道とかが、拮抗するところが出てくる。その辺をもう少し整理されたほうがよい。他の市町村、認定市の資料を見てみると、絞ってあると思う。項目を、4、5点ぐらいで絞った中でやるべき。

（作山会長）

事務局に確認ですが、資料2の1ページ目は、アの部分は前回の資料だけれども、今回、イの方に展開する、今回こちらに切り替えるという意見でよいか。

（事務局）

はい。そうだ。

（作山会長）

両方並列ではなくて、上の方は今までの分類でやったのだけれど、テーマ性で少し切り口を変えということでイでやっていくということによいか。

それでは歴史文化の特徴、或いは、街道、信仰というテーマを入れて、2ページは7つの切り口を出している。この辺りいかがか。

（金子委員）

よく見ていると、イさいたま市歴史文化の特徴について、一般人から見て歴史が下から上に上っていくというのは、慣れてなくて不自然に感じる。左側が時系列に並んでいるように見えるが、一方で街道と信仰については脇に出てきて、時系列が見えづらい。時系列の中に街道と信仰も組み込めないか。

（作山会長）

他にご意見あるか。

（青木委員）

資料ウの7つの要素はわかりやすく説得力があったと感じる。ただ、文化財保護の関係とも結びつきが強い荒川沿岸地域について抜けてしまっているという議論が必要かどうか。

サクラソウは国宝級の文化財であるし、郷土芸能的な文化資源も複数存在する地域でも

ある。

また、文化財保護審議会についてだが、文化財保護審議会の事務局も文化財保護課である。両方の審議を取り持っている。概略的なことを報告することで、それについて判断する立場ということで、文化財保護審議会は議論について総括的なことを知っておくというのが大事である。

未指定文化財という表現について触れると、文化財の指定には審議会に諮問するしかない。教育委員会から諮問しなければ、答申を受けられない。皆様気にされているように未指定という言葉はそんなに簡単な言葉ではないというのが感想。

(事務局)

今は便宜上使用しているが、言葉を改めようと思っている。最終的な本になったときに未指定という言葉は使わない。ただ、例えばでいうと、お宝でいいのか歴史資源でいいのか、歴史遺産でいいのかというのはちょっとまだ揺れているので、会議の場では未指定という言葉を使わせてもらうが、これは全部なくなる。今の段階では未指定という言葉がたくさん出てくるが、最後はなくなる。

(作山会長)

あと、先ほどの4市の関係は後の検討区域のところが出てくると思うが、今回の検討の中で、改めてみたら4市の中にたまたまあったという理解でいいか。4市からという前提か。

(事務局)

さいたま市の成り立ちからすると、どこかの市が一番大きくてというのではなく、対等合併だったのでその成り立ちからすると、旧市の中心部はやはり外せないだろうなど。それを含めてまちづくりの計画が進んでいるので、この計画ではまちづくりのことも含んでいるが、文化財保護課だけではまちづくりまでは進められない。その既存のまちづくりの中で、歴史文化を生かした活用ができる、保存活用できればということで、それも含めて、設定をしているところだ。この後説明するがそういった経緯で、4つプラス見沼の方も含んでいる。

(作山会長)

事務局の説明に対して、こういう整理、特徴について過不足あるか、こういう形でよいか。指摘事項について事務局どうか。

(事務局)

サクラソウについて、特徴の中では、大宮大地と水が織りなす歴史文化に含める。大宮台地とするか台地と低地とするか悩んだが、台地と低地とすると一般的だなと考えた。

さいたま市の大宮から岩槻まで、全部大宮台地の上に乗っているの、大宮台地という言葉を使わせていただいた。対して低地になると、荒川低地と中川低地、小さいものだと見沼低地もあるがここは一つに絞れないので、いわゆる荒川だとかそういう水が作った地形ということで水が織りなすというふうな表現をしている。

特徴の中には荒川という表現は出てこないが、事務局としては、大宮大地と水が織りなす歴史文化の中で荒川等を含んでいるというふうに作っている。

(作山会長)

宮瀧委員の指摘であったが、構成要素は「もの」になってしまうのか、6ページ目あたり。

(事務局)

先の議題にもなるが、6ページ目は、歴史文化の特徴がはっきり決まった上で、関連文化財群を作っていくので、まず歴史文化の特徴を固めないと考え方も変わってきてしまう。今は、特徴についてこういうものが考えられると7つ挙げているが、これもまだ仮定なので、ここから増える或いは減る、この地域で考えるけれども、保存活用を図れる地域はどこかという点から絞っていく可能性もある。

また、この部分は例示と考えているので、まず、歴史文化の特徴についてこのまとめ方でもよろしいかというご意見をいただきたい。

(作山会長)

構成要素の一つ一つの欠落とか、こういう分類でこういうテーマで特徴をとらえていくのでどうかというのが今回の論点ということと理解した。

ちなみに、「鉄の道」という風に言うのか。面白い表現なので、鉄道だから陸の道ともいうので、こういう言い方もあるのか。(この表現は)今回初めて使うのか? キャッチコピーとしては面白いと思うが。

(宮瀧委員)

構成要素の書き方について。例えば、見沼と信仰というところで、氷川神社と書いてあるが、氷川神社というと全件的な初もうでのメッカ。他府県から楽しみに来るような人もいる。氷川神社という書き方ではなく、そこに人が関わっているような状態を示すような表記に変えられたらいい。

さいたま市だけの特徴ではないと思うが、結婚式の披露宴に最後うどんが出てくる。最後に紅白うどんが出てきて「やっぱりこれだよ」と喜ばれるというのは文化財だなどと思う。

例えば一番上で構成要素をたくさん載せていますけど、これはものじゃなくて、食文化みたいな特徴を。少しもう一工夫ほしい。

(作山会長)

わたしも気になっていたところで、先ほどの構成要素がものにこだわっているので、氷川神社は見沼とのかかわりもあるし、その部分を氷川神社としてとらえないと、宗教法人としての氷川神社という面ばかり強めてくる。見沼あつてのみみたいなところも意識してもらいたい。

5ページの右側の解釈だけど、伝統芸能はあるが、伝統産業とか生業の部分がもの足りな
いかなど。

他に意見あるか。

(吉沢委員)

4市が合併しているので、合併以前に指定された文化財と合併以後に指定された文化財
があるものと思うが、合併前の指定が多いとすると各都市の文化財の考え方があると思う。

各市史編纂について、旧大宮市では大宮の昔と今みたいな冊子を作っているが、他市も同
じように作っているのか。関連文化財は時系列に見て、どこまで網羅するか。またジャンル
はどうなのか。札幌市は生活文化みたいなものを含んでいるが。

(事務局)

市史編纂については、各市で作っている。さいたま市でも新しい市史をつくっている。通
史編はまだだが。大ざっぱに話をすると、大宮、浦和、与野は同じ台地、同じ街道、同じ川
なので大体同じような歴史の流れをしていく。だが岩槻に行くと、乗っている大宮台地だが
支台も違う、使う川も道も違う。中山道沿いでいくと、結構まとめやすいけれども、やはり
岩槻の文化を入れると、なかなかこう交差していくのが難しくなってくるのが現状である。
なので、中山道沿いだけで見るともっと絞り込めると思うが、やはり向こうの台地低地の話
を入れると曖昧になってしまう。さいたま市というのがこれだという特徴をなかなかうた
いづらい。「鉄道のまち大宮」とか、「自動車のまち与野」とか、大宮、与野、浦和、岩槻
がつく。「〇〇のまちさいたま」としてじっくりくるものがないと思っている。その中で、
生活文化に根ざしたものをいせればよいが、出てこない。なので、面白みはないが、面的に
区切ってしまっている。特徴として足立郡と埼玉郡ということは考えたが、融合はしないと
判断した。

(渡辺委員)

文化財指定についてだが 対等合併だったので文化財保護審議会の方は、文化財の考え
方もそのまま、旧市でやってきたことを尊重することとした。

そうならなかった市を見てきているので。甲府市けれども、上九一色村などが合併した
ため、村指定を市指定にできるか議論した。結果準文化財という扱いにした。そういう扱い
をした市もあるが、さいたま市の場合はそうならなかった。

(吉沢委員)

歴史文化の特徴で、「住みやすいまち「さいたま」」という表現は、3万年前にあてはめてよいか。

(事務局)

まちではないが、旧石器時代からこの台地上に住み始めていて、その後も遺跡が続いて出てきている。人がさいたま市域には住み続けている。さいたま市は3万年前から人が住み続けていたということ。住みやすいまちという表現は最近の話題に引っ張られているところはあるかもしれない。

(作山会長)

台地の上ですから、地盤が良くて街道ができる。当然ながら住みやすい。そういうことにつながっているということだろう。

(宮瀧委員)

確認だが、資料1とか拝見して、事務局でまとめていただいたものだと思うが、市民の方々からアンケートを得ていくということは手を付けていないのか。

(事務局)

まだ手を付けていない。今後実施していく。

(花井委員)

工業的な遺産ですが、片倉とか、今イトーヨーカ堂になっているいすゞの工場もあったり、そういう部分というのは、商業施設になっているので、見えなくなっている部分もあるが、そういったものは取り上げないか。

(事務局)

関連文化財郡には載っていないが、大宮地区の範囲として氷川参道脇に片倉があったので、製糸工場は入れようと考えている。それがあると、鉄の道にもかかわってくるので、どこかで拾い上げていく。

(作山会長)

6ページの構成要素の部分、あまりにもちょっと資源が多すぎる。サッカーとか伝説とかは入っているが、未指定の文化財を見つけるということばかりに誤解されてしまう。

風土の関係、生活文化が物語として今につながっていくというような部分が説明できな

いと準文化財をみつける作業と思われる。重層的ないろんな資源を今回整理しましょうということなので、何かそれが見えるようにしないと、いつまでたっても従来の文化財中心に整備されてしまうかなと。

それでは、あとでまた戻ってきてもよいので、先に（２）文化財保存活用区域及び関連文化財群の設定についての説明を伺う。

- ・事務局より【資料２】（２）文化財保存活用区域及び関連文化財群の設定について説明
- ・事務局に対し以下のような意見等があった

（宮瀧委員）

ここは先ほど青木委員の指摘のとおり、国指定、県指定、市指定文化財は別組織で別の文化財保護法に基づいて決めているので、これを協議するというのは違うと思う。こういうものとしてあるという前提でそれをどう我々のプランに取り込んでいくか。したがって漆刷毛の方をどうするかではなく、もうすでにあるものなので、あるものとして話を進めていかなくتهはいけない。我々は選択する立場にない。そういうことを明確にしないから先ほどみたいな審議会委員の意見が出てきてしまう。

（作山会長）

今日の資料は、赤い区域の選定区域があるというだけの補足説明なのだけれども、こういう資料があるからこっぴばかりに目がいってしまう。本当は、この区域とこの後の計画とを連携させた方がよくて、例えば先ほど関連文化財のテーマ性でその内の幾つかのレイヤーでこの区域が説明できる。例えば大宮だと都市計画の立場で見ると、大宮公園、氷川参道整備というのは、東京の日比谷公園を設計した本多静六が再整備の設計をしているという風にとらえる。これは資源なんだと思う。そういうとらえ方をちゃんとここには出てきて欲しい。もともとあった氷川参道、氷川神社、それとはまた別の違うレイヤーでとらえる。そういうとらえ方で、いろいろ見えてくる。幾つもの魅力的なとらえ方が出てくると、今回の計画になりうるというふうに思う。そうすると先ほど歴史文化の特徴のテーマなんかは、わかりやすいが切り口を変えた方が良いか否か。

委員会であんまりこれ決めましたよね、決めましたよねって進めていくと戻れなくなってしまう。一回これでやってみるけれども、後で戻ってきてもよいのではないか。

- ・事務局より【別紙】について説明
- ・事務局に対し以下のような意見等があった

(作山会長)

今日の議論は5ヶ所の地域はどうかということの確認。この確認と、赤で囲った範囲の議論ということになるのか。例えば、私が携わっていた岩槻のまちづくりなんかは、エリアをほわっと決めた。ここでは明確に、エリアを確定しなくてはいけない計画なのか。

(宮瀧委員)

わたしも全く同じ意見だ。

(事務局)

他市を見ると、様々で、地図を載せ中心区域はここですよっていうふうに色分けしている例がある。浜松市は大きな地図ではほわっと丸く囲んで、その区域の中に構成文化財を点で落として示している。

(作山会長)

赤で区域を示すのは危険ではないか。

(渡辺委員)

ほわっとした方がよいと思う。

(宮瀧委員)

どうしても線が必要であるというのであれば円を描くしかない。ジグザグに囲むと地元の方々は何だろうと思う。うちはどうしてはずれているのかと。

(作山会長)

大まかなエリアということでやったほうがよろしいのではないかというのが皆様の意見。見沼田んぼの場合は、それなりの形でぼやっとした区域になっている。私の方で先走って(3)文化財保存活用区域の考え方についてやってしまったが、(3)、(4)関連文化財群の考え方についての説明を。

- ・事務局より【資料2】(3)文化財保存活用区域の考え方について、(4)関連文化財群の考え方についてについて説明
- ・事務局に対し以下のような意見等があった

(作山会長)

5ページの話というのはマクロな全市的なとらえ方で、先ほど検討区域の5地域は重点

地域みたいなことだから、テーマ設定が5地域はちょっと違うけども、さいたま市全体でみると5ページみたいなとらえ方で、マクロな整理。必ずしもずっと全部繋がるわけではない。完全な一致の整理学ではなく、全市的なとらえ方、重点地区のとらえ方、そういう考え方でよいか。やってみないとわからないところもあるが。

これで上手く整理ができるのかどうか。今説明あったように、抜けてしまったり、或いは違うテーマの方がわかりやすかったりということが起きる。まずは例示としてこんな感じでやって作業を進めていくというぐらいのところだと思うが、ご意見あるか。

(宮瀧委員)

(関連文化材群の考え方についての線の引き方について) ちょっと複雑すぎてわかりづらい。線が足りないとかいう意見が出てくる。違う表現方法ができないか。真ん中の線を取っ払って、それぞれが直接、間接的に関係するぐらいでもいいのかもしれない。

(作山会長)

よく私なんかも公共でよくやるが、あくまでも整理学としてやるだけで、市民向けにはこれやると全然わからないから、ひとくくりでこちらが「こういうふうに切り口変えます。」でいいかもしれません。左側の特徴のなかなかいいとらえ方だと思うので、全部右側に、切り換えたほうがいいかは悩ましい。

(木本委員)

歴史文化の特徴がある程度方向性が決まれば、関連文化財が定まってくるのでは。そういう意味でストーリーが今回の計画に重要になってくる。この間にそれが入ったほうがわかりやすい。線がつながるのではないかな。

(作山会長)

その辺検討いただきたい。

(青木委員)

構成要素に入ってくるものは、所有者の了解を得なければいけないか。例えば氷川神社参道脇の冠木門などが連なる景色は表の中に書くことはご法度か。写真を掲載する際など指定文化財の場合は承諾書を得ている。

(作山会長)

同意を得なくても資源は資源だと思う。

(宮瀧委員)

景観について事務局はどうお考えか。景観については、さいたま市では市民の皆さんが既に100選など選んでいる。

(事務局)

景観も取り入れようと思っている。先ほどおっしゃった「さいたま市民が選んだ100選」の方も一応参考にさせていただいて、載っていたものは一応ここに載せているところ。今は事務局で考えた案なので、ここに市民の選んだものが入ってくれば足していくことになる。

(渡辺委員)

景観100選は全部入っているということか。

(事務局)

全部は入っていない。

(花井委員)

今後、市民アンケートとかワークショップとか予定されていると思うが、どういったアプローチでしていくのかと気になる。こういう仕事をしたり、こういう会議に毎回出席している人にとっては、見えてくるが、市民が認識するということがないのでは。自分の身近な部分もあるけれども、さいたま市の文化財という形で、一般市民がどの程度認識しているのか。ワークショップ、アンケートというのはどういった形で実施していくのか。

(事務局)

市民アンケートは今、公民館を通じてやろうと思っている。公民館の主催事業で、お配りをして、回答をもらおうと。1館あたりではそんなに数は集まらないと思うが、50数件公民館があるので、合計1,000枚ぐらい1,000件の回答をいただこうと思っている。

ワークショップは今揺れ動いているところがある。2つの区域で、5回ずつというのを考えていたが、集まった区域しかできないのかなという思いもあって、10区にそれぞれ出向いて各々2回やるとなると、その時間等を考えると少し厳しいかと悩んでいる。

それとは別に、見沼区の協力を得て、見沼区の公民館と一緒に、「見沼学」というのをこれから始める。その中には公民館、図書館、それから博物館を含めて、講座なりワークショップなりをして、計画的にやっていくということが見沼区で予定されている。公民館を中心に行うということで始めるので、見沼区についてはそういうことで広まっていくのかなと思う。それが各区に広がるかどうかというのはまた別問題になる。そういった動きが旧の大宮地域ではあった。かつて各公民館単位で、地域の歴史をまとめていたということが大宮の地域ではあったので、それが広がっていくかは、私たちでこれから何をしていくかに

関わってくるところ。ワークショップはやる、それから見沼区で、これからのことも含めて、まずはちょっとやっていってほしいと思っている。

市民 100 万人いるので、全部の方々に広まるにはなかなか難しいかと思うが、小さなところから始めていって、広げていくしかないのかなと思っている。

(作山会長)

(別紙の) このような表だと、いつまでたっても点の資源の話ばかり。岩槻だって人形の町のお祭りというのもあるし、藩主ゆかりの寺とか、武州鉄道跡なんかはエリアは岩槻城下は出てしまうけど、テーマが違うので、むしろ先ほどの鉄の道とかそっちのテーマにちょっと繰り出す。そういうとらえ方だと、地元市民の方も、いや武州鉄道だけじゃなくてもうちちょっとこういうシーンが関連しているよと。この分類のテーマの部分で、これだと右の資源ばかりに目がいってしまう。むしろテーマの部分を物語になるように書かなくてはいけないのかなと。

(ワークショップなどでは) 聞き方が大変で、むやみに聞いてしまうと、点の話が勝手に出てくるだけで、テーマに繋がらない。テーマを少し明示してあげると、それだったらこうだよねみたいな意見が多く出てくる。

全体をとおしてでもいいのでご意見あるか。また、事務局から聴きたいことはあるか。一応これで作業進めてみるということ。要は、その方向性の確認というくらいの位置付でよろしいか。まだ全体が見えないので。

(宮瀧委員)

最初にこの協議会について、文化庁の調査官の動画で説明してもらったように、例えば次回の会議の時に既にこれをまとめた埼玉県内の白岡市さんとか、秩父市さんにどういう形でまとめたかをレクチャーしてもらえば参考になるのでは。それぞれ短く 10 分程度で。あんまり長く細かく詳しくやり過ぎないほうがわかりやすい。この場に来ていただいてもいいし、多分、地元で説明の動画なんか作ってらっしゃると思うので、そういうのをお借りしたり。参考になるものがあつた方が、具体的な議論になりやすいのではないか。未指定という表現の問題ですけど、白岡では「白岡遺産」と呼んでいた。

(渡辺委員)

事務局に頑張ってもらって素敵なキャッチコピーを作ってくれたというのが、素直な意見だ。

先ほど文化財保護審議の世界とは違うという意見もあつたが、逆にそちらにフィードバックして、文化庁の基準に達していて、法的に守りましょうという指定文化財にしていくと

いうことも必要だと思う。文化財保護審議会の方の世界に、少しフィードバックがあってもしかるべきだし、どちらかという言うと、私は、文化財保護審議委員会で「合同委員会をやった方がいいのではないか」と言ったくらい。だいぶ温度差があるので。先ほどの「白岡遺産」のように「さいたま遺産」の中から指定文化財になっていくものがあるのもいいのではないかと思う。

(作山会長)

そういう意見ということで。

(渡辺委員)

審議会にまたちゃんとフィードバックしないといけないので。

(作山会長)

タイミングもあると思う。

事務局の方に、本当にご苦勞をおかけしてここまでまとめていただいて、今後も大変だと思うが、ぜひ、皆様のご意見も踏まえて、さらにブラッシュアップしていただきたい。また欠席された委員の方々の意見も参考にさせていただければと思う。

以上